

(別紙1)

周防大島町立介護老人保健施設

さざなみ苑のご案内

(令和元年10月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ・施設名 | 周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑 |
| ・開設年月日 | 平成16年10月1日 |
| ・所在地 | 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地17 |
| ・電話番号 | 0820-77-1212 |
| ・FAX | 0820-77-1563 |
| ・開設者 | 周防大島町長 椎木 巧 |
| ・管理者 | 施設長 岡本 潔 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(3557180027号) |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、病院での入院による治療の必要がなく、病状の安定した方を看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早くご家庭での生活に戻ることができるよう支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスをご提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

以上の目的に沿って、当施設では、次のような『さざなみ苑基本理念』を定めていますので、ご理解いただいた上で当施設をご利用ください。

- ① 家庭的な雰囲気づくりに努め、温かい気持ちを持って接します。
- ② できることを共に喜び励まし合い、人生を応援します。
- ③ 地域住民に親しまれ、愛され信頼される施設づくりに努めます。
- ④ 一人一人の人権を尊重し、楽しく生き生きと生活ができる手助けをします。
- ⑤ 個々の人に合わせた対応を通じ、自立を応援します。

(3) 職員体制

○入所・(介護予防)短期入所療養介護

職名	人数(名)
施設長：医師・通所リハ兼務	1
薬剤師：橘病院兼務	1
理学(作業)療法士：通所リハ兼務	2
看護職員：看護師・准看護師	10
支援相談員	1
介護支援専門員：介護職員兼務	1
介護職員	18
管理栄養士：通所リハ兼務	1
事務職員	1
夜間体制	3
その他：給食・清掃は委託業者	

○(介護予防)通所リハビリテーション

職名	人数(名)
施設長：医師・入所兼務	1
理学(作業)療法士：入所兼務	2
支援相談員	1
介護職員	3
管理栄養士：入所兼務	1
事務職員	1

(4) 利用者等定員

入所・(介護予防)短期入所療養介護 定員 80名

※短期入所療養介護(ショート)は空床利用

(介護予防)通所リハビリテーション 定員 20名

(5) 通常を送迎の実施地域

(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションとも大島郡内(但し、離島は除く)に限ります。

(6) 入所者の他科受診送迎について

遠方(大島郡外)の病院を受診される場合は、実費をいただきます。

(7) 営業日及び時間並びに休業日

入所・(介護予防)短期入所療養介護

※周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例による

(介護予防) 通所リハビリテーション

① 営業日

月曜日から金曜日

② 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする

③ サービス提供時間

午前 8 時 50 分から午後 4 時 30 分まで

一人当たりのサービス提供時間

- ・ 介護予防通所リハビリテーション：2 時間以上 3 時間未満
- ・ 通所リハビリテーション：6 時間以上 7 時間未満

④ 休業日

土・日曜日、祝日

年末年始（12 月 29 日～31 日・1 月 1 日～3 日）

2. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) (介護予防) 短期入所療養介護サービス計画の立案

(3) (介護予防) 通所リハビリテーションサービス計画の立案

(4) 食事（原則として食堂）

(5) 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介護を要する利用者は特別浴槽で対応）

入所・(介護予防) 短期入所療養介護での入浴は、週に最低 2 回ご利用することができます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、介護予防通所リハビリテーションでの入浴はありません。通所リハビリテーションでの入浴については、基本的にリハビリテーション計画に基づいた入浴及びご自宅での家族介助による入浴が困難なご利用者を優先します。

(6) 口腔ケア（毎食後実施）

(7) 医学的管理・看護

(8) 介護（退所時の支援も行う）

(9) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

(10) 相談支援サービス

(11) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

(12) 理髪サービス（入所者のみ・原則月 2 回）

(13) 行政手続き代行

(14) その他（居宅訪問、リハビリテーション会議等）

以上のサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をい

ただくものもあります。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただいております。利用者の状態が急変した場合等に、速やかな対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

名称 周防大島町立東和病院

住所 大島郡周防大島町大字西方 571 番地 1

○協力歯科医療機関

名称 周防大島町立橋病院

住所 大島郡周防大島町大字西安下庄 3920 番地 17

(介護予防) 通所リハビリテーション利用中の医療機関受診は、緊急やむを得ない事由以外は医師の指示を受けてください。

※緊急時の連絡先について

緊急の場合には『利用同意書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会

午前9時から午後7時までとなります。

(2) 外泊・外出

施設長の許可が必要です。サービスステーションまでご相談下さい。

(3) 食事等の差し入れ

栄養管理及び衛生管理のため、生物は禁止しております。予め許可をもらったものにつきましては、その場で食べられる一口、二口の量でお願いします。なお、利用者の状態によっては差し入れをお断りする場合がありますので、サービスステーションまでご相談下さい。

(4) 飲酒・喫煙

堅くお断りします。

(5) 火気の取り扱い

堅くお断りします。

(6) 設備・備品の利用

みだりに交換したり、施設外に持ち出したりしないで下さい。

(7) 金銭・貴重品の管理

各自で管理して下さい。

(8) 政治及び宗教活動

施設内での政治及び布教活動はご遠慮下さい。

- (9) ペットの持ち込み
堅くお断りします。

5. 非常災害対策

- (1) 防災設備⇒スプリンクラー・消火器・煙感知器・散水栓・非常通報器など
(2) 防災訓練⇒年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動』は固く禁止します。

7. 要望又は苦情等の申し出について

利用者及び扶養者は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情については支援相談員にお申し出になる、又は所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。なおサービス内容等に関する苦情の申し付けは次のとおりです。

(当施設)

事業所名 周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑
住 所 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地17
電 話 0820-77-1212
F A X 0820-77-1563
担 当 者 支援相談員
受付時間 8時30分から17時15分まで
(但し、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

(その他)

郡 内

事業所名 周防大島町日良居庁舎 介護保険課介護保険係
住 所 山口県大島郡周防大島町大字土居 1325-1
電 話 0820-73-5503
F A X 0820-73-0090

郡 外

事業所名 山口県国民健康保険団体連合会 苦情相談係
住 所 山口県山口市朝田 1980-7
電 話 083-995-1010
F A X 083-934-3665